

平成18年度 雇用均等・児童家庭局
 予算概算要求の概要

**少子化の流れを変えるための更なる次世代育成
 支援対策の展開と公正かつ多様な働き方の推進**

少子化の流れを変えるため、平成17年4月からスタートした地方公共団体・企業の次世代育成支援行動計画を着実に実行し、全国どの地域でも国民一人ひとりが子育てしやすい環境に変わったと実感できるようにしていく必要がある。

このため、待機児童の解消を目指した次世代育成支援対策施設整備交付金の大幅な充実をはじめ、「子ども・子育て応援プラン」の実現に向けて、以下の事項を強力に推進する。

- (1) すべての子どもとすべての家庭に支援が行き届くような地域における子育て支援対策や多様な保育サービスの充実
- (2) 男女ともに子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備
- (3) すべての子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保

なお、「子ども・子育て応援プラン」において検討課題とされている経済的支援等については、さらにそのあり方等を幅広く検討する。

また、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働対策の充実などにより、公正かつ多様な働き方を推進する。

《 主要事項 》

◎ 次世代育成支援対策の更なる展開

		頁
1	すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実	639億円 3
2	待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実	3,351億円 5
3	仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現	104億円 6
4	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	160億円 7
5	小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実	211億円 9
6	母子家庭等自立支援対策の推進	3,606億円 10
7	児童手当国庫負担金	3,177億円 11

◎ 公正かつ多様な働き方の推進

1	男女雇用機会均等の更なる推進	11億円 12
2	多様な働き方を選択できる環境整備	0.9億円 12
3	パートタイム労働対策の充実	6.4億円 13

○ 雇用均等・児童家庭局 予算の状況

	17年度予算額	18年度概算要求額	伸び率
局 合 計	11,170億円	11,865億円	6.2%
児童福祉関係	11,078億円	11,752億円	6.1%
(うち 特別会計)	316億円	341億円	8.0%
労働関係	92億円	112億円	21.6%
(うち 特別会計)	89億円	109億円	22.2%
一 般 会 計	10,765億円	11,414億円	6.0%
特 別 会 計	405億円	450億円	11.1%

次世代育成支援対策の更なる展開

《57,074百万円 → 63,867百万円》

1 すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

(1) 地域における子育て支援体制の強化

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

39,261百万円

各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により平成17年度から展開している様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けて、地域のニーズを踏まえて充実できるよう、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の充実を図る。

【対象となる主な事業】

・ つどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。

・ 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、育児・家事の援助や、技術指導等を行う。

・ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

・ 子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・ 延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・ 乳幼児健康支援一時預かり事業

保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等の事業を行う。

- 地域子育て支援センターの整備 5,781百万円
子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

3,107か所 → 3,460か所

- 地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備の推進
各自治体が策定する地域行動計画に基づき、地域の実情に応じた整備計画による保育所、児童養護施設等の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の充実を図る。

(2) 地域児童のための健全育成事業の充実

- 放課後児童クラブの拡充 11,169百万円
放課後児童クラブの一層の拡充を図るとともに、障害児の受入れを推進する。

放課後児童クラブ 13,200クラブ → 14,000クラブ

- 児童ふれあい交流事業の推進 311百万円
17年度中に文部科学省と連携して、取組状況の把握や事例の収集などを行い、全市町村で中・高校生が乳幼児とふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した出会いふれあう場づくりを推進する。

《306,447百万円 → 335,079百万円》

2 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

38,308百万円

待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を増やすとともに、各市町村の整備計画による保育所の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の充実を図る。

次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）

平成17年度予算

平成18年度要求

16,704百万円

→

26,775百万円

(2) 多様な保育サービスの提供

296,770百万円

○ 延長保育の充実（再掲）

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

○ 一時保育、特定保育等の充実

3,987百万円

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う「一時保育」、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う「特定保育」、「休日保育」及び「夜間保育」を推進するなど多様な保育ニーズに対応する。

○ 家庭的保育の拡充

409百万円

保育ママの積極的な活用を図るため、保育所が自ら実施する保育ママ（保育所実施型）を創設し、低年齢児の受入拡大を図る。

また、看護師等の資格を有する保育ママが軽度の発熱等のある子どもを預かる「病後児・病児保育モデル事業」を新たに実施する。

(3) 総合施設（仮称）の本格実施

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設（仮称）」について、17年度実施のモデル事業を踏まえ、18年度から本格実施する。

（所要経費については、保育所運営費負担金等の既存の保育所関係経費に含めて要求。）

《4, 587百万円 → 10, 432百万円》

3 仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現

(1) 子育て世代の仕事と家庭の両立支援 9, 705百万円

○ 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援の充実

5, 636百万円

中小企業において仕事と子育ての両立をしやすいようにするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者等が初めて出た中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。また、育児・介護休業中の従業員の職業能力開発の取組等を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

○ 子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実 4, 069百万円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、マザーズハローワーク(仮称)と連携した総合的な再就職支援を行う。

起業についても総合的情報提供を行う専用サイトやメンター(先輩の助言者)紹介サービス事業を実施するとともに、子育てする女性の起業に着目した助成制度を設ける。

(2) 仕事と生活のバランスのとれた働き方の推進 89百万円

○ 短時間正社員など公正かつ多様な働き方の推進(新規)

マニュアルの普及及び業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度等の普及を図る。

(3) パートタイム労働対策の充実 639百万円

○ 均衡処遇推進のための事業主への支援の充実

561百万円

短時間労働者雇用管理改善等助成金を抜本的に見直し、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化する。

○ 時間比例賃金の導入に向けたモデル事業の実施(新規) 78百万円

業種別団体において労働時間に比例した賃金制度の導入のためのモデル事業を実施し、普及を図る。

《12,657百万円 → 16,008百万円》

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化 13,913百万円

○ 育児支援家庭訪問事業の強化（再掲）

妊娠期からの継続的な支援を行うため、分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援を推進するとともに、地域子育て支援センター、つどいの広場などの子育て中の親が集まりやすい場所において、心理的カウンセリングを実施できるよう、派遣対象場所を家庭から拡大する。

○ 児童相談所等の体制強化

児童虐待防止対策支援事業に、親支援を強化するための家族療法事業を加えるとともに、一時保護所に保護されている子どもの行動観察や、心のケアを行う心理療法担当職員の配置か所数の増を図る。

○ 一時保護所の環境改善等

一時保護所における虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の改善や個別対応できる居室等の改善、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を着実に進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の充実を図る。

○ 児童福祉施設における支援体制の強化 3,394百万円

- ・ 児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に配置している心理療法担当職員（非常勤）の常勤化を図り、併せて児童自立支援施設に心理療法担当職員（常勤）を配置する。
- ・ 情緒障害児短期治療施設で実施している家族療法事業について、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設へ対象を拡大する。
- ・ 児童養護施設等に配置している小規模グループケア担当職員の配置か所数の増を図る。
- ・ 大学等に進学するため施設等を退所する子どもに対して支給する大学進学等自立生活支度金を創設する。

○ 里親委託推進事業（仮称）等の創設

児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設置し、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図り、施設から里親への委託を総合的に推進する。

また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者の交流のための事業を創設する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

2,094百万円

婦人相談所等において、婦人相談員の増員、弁護士等による法的対応や人身取引被害者に対する医療費の支弁を行うことにより、相談・保護、自立支援等の一層の充実を図る。

5 小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実

(1) 母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）の充実

4,114百万円

○ 小児科・産科医療体制整備事業の実施（新規）

小児科医・産科医の不足に対応するため、医師の確保、女性医師の就労支援策など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う。

【補助事業内容】

- ・小児科医・産科医の確保策に資するもの
- ・女性を含む小児科医・産科医の勤務形態の弾力化に資するもの
- ・女性医師の職場復帰促進を含めた子育て支援対策の推進に資するもの
- ・施設の集約化に資するもの

○ 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算2年」としている現行の助成制度の「通算2年」を「通算5年」に拡大する。

○ その他母子保健医療の充実

周産期医療ネットワークの整備や不妊専門相談センターの整備など「子ども・子育て応援プラン」関係事業の着実な実施を図る。

(2) 「健やか親子21」による母子保健運動を通じた「食育」の推進

6百万円

授乳及び離乳期を連続したものととらえ、従来の離乳ガイドを見直し、母乳育児推進のための具体的内容を盛り込んだ「授乳・離乳の支援ガイド」を新たに作成し、普及啓発を図る。

(3) 小児慢性特定疾患対策の推進

12,770百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付などの福祉サービスを実施する。

(4) 子ども家庭総合研究の推進

1,045百万円

子どもの心身の健やかな育ちを社会が継続的に支えるために必要な母子保健医療・児童福祉施策の科学的基盤となる研究を推進する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援等の推進

4, 648百万円

○ 母子自立支援プログラム策定事業の全国展開

モデル事業として実施している母子自立支援プログラム策定事業を全国展開する。

○ 常用雇用転換奨励金の支給要件の緩和

母子家庭の母の常用雇用化を促進するため、常用雇用転換奨励金の支給要件の緩和を図り、母子家庭の母の自立を支援する。

(2) 自立を促進するための経済的支援

355, 915百万円

○ 母子寡婦福祉貸付金の充実

5, 110百万円

医療・介護を受けている間についても「生活資金」の単独貸付を可能とし、母子家庭等の自立を積極的に促進する。

○ 児童扶養手当

350, 805百万円

児童扶養手当給付費負担金の改革については、平成16年11月26日の政府・与党合意において「地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」こととされている。

《317,475百万円 → 317,735百万円》

7 児童手当国庫負担金

支給対象年齢	小学校第3学年修了前
手 当 額	第1子・第2子 5,000円/月
	第3子以降 10,000円/月

公正かつ多様な働き方の推進

《1, 104百万円 → 1, 055百万円》

1 男女雇用機会均等の更なる推進

(1) 均等政策の更なる推進及び実質的な均等取扱いの確保 312百万円

男女雇用機会均等確保のため、積極的な行政指導を展開するとともに、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題等、労働政策審議会雇用均等分科会の検討結果を踏まえ、均等施策の充実を図る。

(2) ポジティブ・アクションの促進 743百万円

ポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）の推進に活用できるベンチマーク（自社の状況を知るものさしとなる値）の提供等を行うとともに、出産、育児がキャリア面でハンディとならないような制度の普及促進に向けた検討を行う。

《 0百万円 → 89百万円》

2 多様な働き方を選択できる環境整備

(1) 短時間正社員など公正かつ多様な働き方の推進（再掲）（新規）

89百万円

マニュアルの普及及び業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度等の普及を図る。

《558百万円 → 639百万円》

3 パートタイム労働対策の充実（再掲）

(1) 均衡処遇推進のための事業主への支援の充実 561百万円

短時間労働者雇用管理改善等助成金を抜本的に見直し、パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化する。

(2) 時間比例賃金の導入に向けたモデル事業の実施（新規）

78百万円

業種別団体において労働時間に比例した賃金制度の導入のためのモデル事業を実施し、普及を図る。